

平成 28 年(2016年) 1 1 月 3 0 日
総 務 委 員 会 資 料
経 営 室 経 営 担 当

議会の委任に基づく専決処分について

1 事件の概要

区の職員が相手方の被相続人（以下「被相続人」という。）に対し特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和 47 年特別区人事・厚生事務組合条例第 13 号。以下「条例」という。）に基づく休業見舞金の支給申請に係る手続について必要な案内を行わなかったことにより、被相続人は、当該見舞金を申請する権利の時効により当該見舞金の支給を受けられず、当該見舞金相当額について損害を被った。

2 和解（示談）の要旨

区は、本件により上記被相続人が損害を被った条例に基づく休業見舞金相当額金 10,000 円について、当該被相続人の法定相続人である相手方及び受遺者に対して賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解（示談）の成立の日

平成 28 年（2016 年）10 月 19 日

4 区の賠償責任

本件は、区の職員が被相続人に対し条例に基づく休業見舞金の支給申請に係る手続について必要な案内を行わなかったことにより、被相続人の当該見舞金を申請する権利を時効により消滅させたものであり、被相続人が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、被相続人の条例に基づく休業見舞金に係る申請が正當になされていれば受け取ることができた当該見舞金相当額金 10,000 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

6 事件後の対応について

- (1) 見舞金支給事務についてマニュアルを整備し、担当内での点検・確認を徹底することとした。
- (2) 公務災害等の案件一覧を整備し、月 2 回、進行管理状況を統括管理者に報告することとした。
- (3) 事務の引継ぎを確実にを行うことにより、再発防止に努めることとした。